

# 税金は納期限内に！

## 納期限内納付にご協力を！

町税等は、納期内の納付が原則となっています。  
そして何よりも、納期内にきちんと納付していただいている大多数の納期内納税者との公平性を欠くこととなります。  
そのために町では、納付された方と納付されなかった方との不公平をなくして、税の公平性を保つとともに、行政サービスの財源を確保するための取り組みを行っていますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

## 納期限を過ぎると！

滞納処分（財産差し押さえ）の対象となります。  
納期限を過ぎても税金を納付しただけでない場合には、督促状を発送します。地方税法では「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と定められています。

## 共有の固定資産税は代表者へ送付しています！

共有している固定資産については、代表者へのみ納付書、督促状を送付しています。しかし、滞納となった場合は、共有者全員に納税義務がありますので、共有者全員の財産調査を行い、いずれかの方の財産を差し押さえることとなります。

## 延滞金がかかります！

税金を納期限までに納めなかった場合、本来納めるべき税額の他に、法律で定められた延滞金を納めていただきます。延滞金には、納期限までに納めなかったことへの罰則的な意味合いもあります。

### ◆延滞金の計算（平成28年中）

固定資産税を遅れて納めた場合、延滞金はいくらになるのでしょうか。

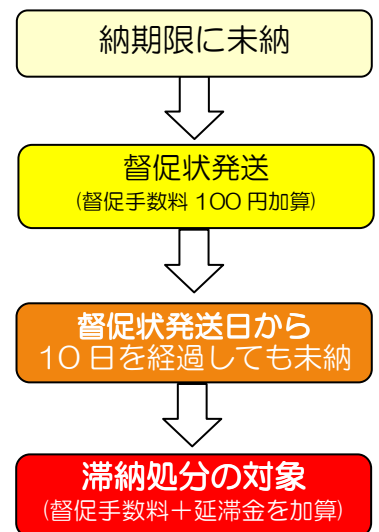
例：税額 100,000円 納期限 4月30日

納付日 (納期限翌日から)	延滞金の率	延滞金
7月31日 (3ヶ月遅れた場合)	2.9% × (31日/365日) + 9.1% × (61日/365日)	1,700円
10月31日 (半年遅れた場合)	2.9% × (31日/365日) + 9.1% × (153日/365日)	4,000円

## 滞納は放置せず、必ず納付相談を！

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金等を納期限内に納めることが困難な方は、納期限内に税務課収納管理室に相談してください。

## 納期限から滞納処分まで



問合先  
税務課 収納管理室  
電話 82-0662

